

平成 23 年大阪市条例第 46 号

大阪市がん予防推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の要因であり、その予防が市民の生命及び健康にとって重大な課題となっている現状にかんがみ、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）の趣旨にのっとり、がんの予防及び早期発見（以下「がん予防等」という。）に関する本市、市民、保健医療関係者（医療機関、医療関係団体等のがん予防等の推進に携わる者をいう。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、がん予防等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的ながん予防等を市民とともに推進することを目的とする。

(本市の責務)

第 2 条 本市は、前条の目的を達成するため、国、大阪府、保健医療関係者、事業者等との連携を図りながら、本市の特性に応じたがん予防等に関する施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を学び、がんの予防に努めるとともに、定期的に胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん等のがんの検診（以下「がん検診」という。）を受けるよう努めなければならない。

(保健医療関係者の責務)

第4条 保健医療関係者は、本市が実施するがん予防等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、従業員及びその家族ががんの予防に積極的に取り組むとともに、定期的ながん検診を受けることができる環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、本市が実施するがん予防等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(がん情報の収集と提供)

第6条 本市は、がん予防等に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講ずるとともに、市民に対して、がん予防等に関する適切な情報を提供するものとする。

(がんの予防の推進)

第7条 本市は、保健医療関係者と協力し、がんの予防に資するため、次に掲げる施策を推進する。

- (1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての啓発等がんの予防に対する理解及び関心を深めるための施策
- (2) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するための施策
- (3) 喫煙者に対する禁煙支援及び生活習慣の改善のための指導に係る施策

(4) 未成年者の喫煙防止を推進するための施策

(5) 本市における肝炎及び肝がんの罹患率が高い状況にかんがみた検診の推進等肝炎及び肝がんの予防に係る施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防のために必要な施策

(早期発見の推進)

第8条 本市は、保健医療関係者と協力し、がんの早期発見に資するため、次に掲げる施策を推進する。

(1) がん検診を受診する機会を確保するための施策

(2) がん検診の受診率を向上させるための施策

(3) がん検診の精度を向上させるための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、がんの早期発見のために必要な施策

(がん登録の推進)

第9条 本市は、がんの効果的な予防の実現に向けて、大阪府の実施する地域がん登録（がん患者の罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するために、がんに係る情報を登録する制度をいう。）に協力するものとする。

2 本市は、前項の協力に際し、がん患者に係る個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(市民運動の推進等)

第10条 本市は、市民、保健医療関係者、事業者等と協働してがん予防等に係る運動を積極的に推進するとともに、これらの者ががん予防等に係る運動を主体的に行うために必要な支援を行うものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。